明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○道路に関する件
（東北地方整備局一六一、一六二）　一
○高速自動車国道に関する件
（関東地方整備局三一〇）　二
○道路に関する件（同三一一、三一二）　二
○道路に関する件
（北陸地方整備局六八、六九）　二
○道路に関する件
（中部地方整備局一三九）　三
○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件
（近畿地方整備局一五七）　三
○道路に関する件
（四国地方整備局六三～六五）　三
○道路に関する件
（九州地方整備局一二五～一二七）　三
〔官庁報告〕
官庁事項　三
証券取引等監視委員会の活動状況
（証券取引等監視委員会）　三
〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（平成二十四年度平成二十五年四月分）、（平成二十五年度平成二十五年四月分）（財務省）　六〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　六七
裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係　一〇八
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第一項第二号イに定める道路の指定・第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法、東日本高速道路株式会社工事開始・工事完了・料金の額及び徴収期間の変更、中日本高速道路株式会社工事区間変更、本州四国連絡高速道路株式会社工事開始・料金の額及び徴収期間の変更・平成二十四事業年度決算等、日本放送協会入札、特定計量器型式承認、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記関係　一一三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一一四
会社その他
会社決算公告　一一四

告示

○東北地方整備局告示第百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十八日から二週間国土交通省東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十八日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　六号

三　指定する道路の部分

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
仙台市若林区今泉字二木西二六番一から同市太白区茂庭字人来田中六七番一まで	前	一二・五〇～二六五・二八	二二・六六七	上記A・B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B A	一一・四〇～六二・〇〇	二四・八〇〇	
	後	一二・五〇～二六五・二八	二二・六六七	
	C B A	一一・四〇～六二・〇〇	二四・八〇〇	
		九・九五～四〇五・〇六	一二・二二六	

四　指定する期日　平成二十五年六月二十八日

○東北地方整備局告示第百六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十八日

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
六号	仙台市若林区今泉字二木西二六番一から同市太白区茂庭字人来田中六七番一まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年七月一日〇時

○関東地方整備局告示第三百十号

次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十八日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十八日

関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
東関東自動車道水戸線	潮来市延方字延方前五九二〇番一から鉾田市飯名字次郎右エ門荒句八三六番一まで	最大　三一九・四三 最小　〇・〇〇	三〇・三八〇

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常総国道事務所

○関東地方整備局告示第三百十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十八日

関東地方整備局長　森北　佳昭